

メッセージ 改悪入管法施行反対

6・24 AWC 首都圏集会に結集された皆様、本日はお忙しい中、ご苦労さまです。

2009年7月に成立した改悪入管法（＝出入国管理及び難民認定法）がいよいよこの7月9日に施行されようとしています。これをもって、戦後60年続いた外国人登録制度は廃止されることとなります。まさしく歴史的な大転換と言えます。

これまでの外登法（＝外国人登録法）は、日本に90日以上滞在する「すべての外国人」が対象で、外登証（＝外国人登録証）が交付され、常時携帯が義務づけられていました。

新制度では ①特別永住者 ②中長期在留者（＝特別永住者を除く3ヶ月以上の在留資格を持つ外国人） ③非正規滞在者、と外国人を3つのカテゴリーに分け、外登証は廃止して、①の特別永住者には「特別永住者証明書」、②の中長期在留者には「在留カード」、そして③の非正規滞在者には公的な身分証明書は何もなし、と外国人を分断し、管理し、排除するものになっています。

「在留カード」は、法務省が上陸した空海港で交付するもので、ICチップが搭載され、16歳以上であれば顔写真が添付されます。カードの中央には「就労制限の有無」が「就労不可」「就労制限なし」「在留資格で認められた就労活動のみ可」のいずれかで記載されることになっています。外国人を受け入れる企業等は必ずこれを確認し、国に情報提供する義務を負わされます。常時携帯（16歳以上）が義務づけられ、「不携帯」は20万円以下の罰金が科せられます。

「特別永住者証明書」にもICチップが搭載され、16歳以上は顔写真が添付されます。外登証にあった署名は削減され、批判の多かった常時携帯義務は削除されましたが、「提示義務」は残り、7年毎の更新はこれまで同様です。「提示義務」というのは「入管職員等から提示を求められた場合は保管場所まで同行して提示すること」（法務省入管局の「よくある質問」より）で、これでは常時携帯となんら変わりありません。

特別永住者や中長期在留者は、新たに「住民基本台帳」に登録され、「住民票」が発行されることとなります。ところが非正規滞在者は、「住民基本台帳」にも登録されず、医療や教育といった最低限の行政サービスからも排除されてしまいかねません。

法務省入管局は「在留期間が5年に延長」「再入国許可制度の見直し」と、しきりに利便性が向上することを宣伝しています。しかしその中身は、国家によって管理された外国人を「労働力商品」として受け入れる、というものに他なりません。ICカードの常時携帯は、外国人を日常的な監視下に置くものです。その情報を法務省に集中させることは、権力のますますの肥大化を招きます。そして企業や学校での「在留カード」のチェックは、市民をも外国人監視網に動員しようというものです。

指紋押捺拒否闘争は、故・韓宗碩氏の「たった一人の反乱」から始まり、全国に波及して、50万人とも言われる多くの弾圧者、逮捕・投獄者を出しながらも、ついには指紋全廃を実現させるという偉大な勝利をかちとりました（残念ながら2007年11月に指紋押捺復活）。地域では自治体との地道な交渉を通じて、期間指定書の発行や「拒否者を告発しない」ことを実現させてきました。また法務省と拒否者との直接交渉をも成功させてきました。

この勝利の地平を引き継いでたたかきましょう！

新制度では在日とニューカマーの分断が目に見える形で促進されます。これによって在特会らが一層在日への攻撃を激化させてくることも予想されます。それらをはね返し、差別排外主義に貫かれたこの入管法改悪施行に断固として反対していきましょう！

2012年6月24日

外登法・入管法を考える荒川の会